

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

仙台市は県内最大の人口を誇る東北の中心都市である。これまで本市人口は増加傾向にあり、東日本大震災以降も他市町村からの転入者の増加等に伴い同様の傾向が続いている。一方で、同時に少子高齢化も進展しており、平成 32 年頃をピークに人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

本市の産業構造は、事業所及び従業員数ともに第 3 次産業の占める割合が 80%を超えている。特に、卸売・小売業は事業所・従業員数とも最多となっており市内総生産における割合も高いことから、「商都・仙台」とも言われるゆえんとなっている。

また、本市の事業所における中小企業の割合は約 98.6%と全体のほとんどを占め、従業者ベースでも約 75.1%と本市経済全体の中核を担っている。

現在、市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。中小企業の比率が高い本市においては、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して各種助成金制度等による支援を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足、後継者不足等に対応できる盤石な産業基盤を構築し、東北地方の中心都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 400 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

仙台市の産業は、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業等の多岐に渡り、多様な産業が仙台市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措

置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

仙台市の産業は、市内中心部や各工業団地、土地区画整理事業が進んでいる沿岸部の蒲生北部地区、山間部等の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、仙台市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

仙台市の産業は、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業等多岐に渡り、多様な業種が仙台市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。